

金融法務

入門コース

TEXT

1

目次
TEXT 1

第1編 金融法務入門



| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 金融機関の業務 | 2 |
| 第1節 はじめに | 2 |
| 第2節 金融機関とは | 3 |
| 第2章 金融機関を取り巻く環境 | 7 |
| 第1節 金融環境の変化 | 7 |
| 第2節 金融機関の守秘義務 | 9 |
| 第3節 金融機関を取り巻く各種の法令 | 13 |
| 第3章 金融機関行職員に必要な法的思考方法 | 14 |
| 第1節 法律用語や法律概念の基礎をおさえよう | 14 |
| 第2節 リーガルに考えてみよう | 15 |

第2編 預金



| | |
|-----------------------|----|
| 第1章 預金の基礎知識 | 18 |
| 第1節 預金の種類とは | 18 |
| 第2節 預金の利子に対する税制 | 28 |
| 第3節 預金保険制度 | 31 |
| 第2章 預金の開設 | 35 |
| 第1節 預金の法的性質 | 35 |
| 第2節 預金口座開設の流れ | 38 |
| 第3節 預金取引の相手方 | 45 |
| 第4節 犯罪収益移転防止法による取引時確認 | 48 |



| | | |
|------------|----------------------------------|----|
| 第3章 | 預金の受入れ | 53 |
| | 第1節 預金の受入対象 | 53 |
| 第4章 | 預金の払戻し | 55 |
| | 第1節 預金の払戻方法 | 55 |
| | 第2節 免責 | 60 |
| | 第3節 偽造・盗難カード預貯金者保護法 | 64 |
| 第5章 | 預金の管理 | 68 |
| | 第1節 各種の届出 | 68 |
| | 第2節 預金の差押え | 70 |
| | 第3節 預金者の死亡 | 73 |
| | 第4節 消滅時効 | 83 |

第 **1** 編

金融法務入門



金融機関の業務

本コースでは預金や融資、手形・小切手、内国為替、付随業務、証券業務、国際業務といった金融法務の基本を解説します。まずは、その前提として「金融機関の業務とは、なにか」について簡単にお話ししましょう。

1 | はじめに

本コースは金融機関に入行するまえ、または入行したばかりの金融機関の行職員のみなさんを対象としています。

みなさんは金融機関に入行したあと、金融機関の行職員として、お客さまに対するビジネスマナーや入行した金融機関の企業風土ともいえる独特のルールを体で覚えると思います。また、膨大なマニュアルやオペレーションと悪戦苦闘する多忙な日々が始まる（もしくは始まっている）ことでしょう。

そして最近では、企業風土の異なる金融機関が経営統合をしたり、包括業務提携をするといった組織再編が活発化しています。さらに、IT技術の発展にともない、窓口を利用せずに、手数料などを優遇するネット銀行への新規参入も盛んになっています。

そのため、旧来からの金融機関も支店窓口のほかに、インターネットバンキングを始めたり、お客さまの希望がなければ預金通帳を発行しないといった新しいスタイルを模索し続けています。その意味で、金融機関の業務の概念自体に大きな変化が起きつつある時代となっています。

しかし、どんなに変化が起きたとしても、最低限守るべきルールや旧来からの金融知識が根底から覆されるわけではありません。むしろ、そういったルールや金融知識をもとにして、さらに新たなルールを柔軟に決めていくことが求められる時代ともいえます。

そこで本コースでは、金融機関が取り扱う業務のイメージや最低限守るべきルール、知識をお話ししたうえで、金融法務について解説していきます。

2 | 金融機関とは

1 金融機関の種類

みなさんの周りにも、メガバンク、地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、農協、商工中金、ネット銀行、クレジットカード会社、信販会社、消費者金融会社など様々な種類の金融機関があると思います。では、「金融機関」とはなにを意味するのでしょうか。

じつは、法律には金融機関についての定義はなく、広い意味では、「資金の融通を仲介してくれる機関（組織）」を意味することが多いのです。そのなかの一つの視点として、①中央銀行、②政府系金融機関、③民間金融機関の3種類に分類することができます。ここでは、この分類にもとづいて解説していきます。

① 中央銀行

中央銀行とは、国の金融政策の中心となる公的な金融機関のことをいいます。日本では、「日本銀行」が中央銀行に該当します。日本銀行は、①政府の銀行として、国税などで受け入れた政府の資金を管理したり、②紙幣を独占発行する権限をもつ特殊な金融機関です。また、③民間金融機関である銀行は、日本銀行に預金口座を開設していることから、日本銀行は「銀行にとっての銀行」という役割も果たしています。いわゆる、「マイナス金利政策」などは③に関するお話です。

「マイナス金利政策」とは、民間金融機関である銀行が、日本銀行に預けている当座預金の金利の一部をマイナスにすることで、企業への貸出や投資に積極的に回すように促し、経済活性化とデフレ脱却を目指す政策のことです。

そうした意味で、日本銀行は国の金融政策の中心を担っているといえます。

② 政府系金融機関

政府系金融機関とは、政府が一定の政策を実現するために出資金の多く（または全額）を出資している金融機関の総称です。日本では、日本政策投資銀行や商工組合中央金庫、国際協力銀行、日本政策金融公庫などが該当します。

政府系金融機関の役割は様々であり、商工組合中央金庫では、個人のお客さまでも、預貯金口座を開設することが可能となっています。

③ 民間金融機関

(1)(2)以外の金融機関を民間金融機関といますが、民間金融機関は大きく①預金取扱金融機関と②非預金取扱金融機関の2つに分類できます。

①預金取扱金融機関は、個人や企業から預金を受け入れて、その預金をもとに融資したり投資することで資金を運用し、その運用益によって預金に利子をつける、ということを行います。つまり、融資をするための資金は、お客さまからお預かりした預金であり、その意味で、一種の**資金仲介機能**を果たしているわけです。

この預金取扱金融機関は、営利法人としての株式会社である「銀行」と非営利法人としての協同組織である「協同組織金融機関」に大別されます。協同組織金融機関という聞き慣れないかもしれませんが、つまり、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林漁業系統金融機関（農業協同組合、漁業協同組合など）といった特定の会員や組合員を対象とした、金融サービスを提供する金融機関がこれに該当します。

これに対して、預金を取り扱わずに資金仲介機能を果たす金融機関を、②非預金取扱金融機関といます。具体的には、企業の株式や債券発行の取扱いを仲介することで資金仲介機能を果たす証券会社、個人や企業から受け入れた保険料を原資にして貸出や投資に充てる保険会社、そのほかにも、銀行などから融資を受けてそれをさらに融資として仲介する貸金業者（消費者金融会社、クレジットカード会社、信販会社など）やリース会社などを挙げるすることができます。

| 種 類 | 金 融 機 関 | | |
|---------|-------------------------------------|---|---|
| 中央銀行 | 日本銀行 | | |
| 政府系金融機関 | 日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、国際協力銀行、日本政策金融公庫など | | |
| 民間金融機関 | 預金取扱金融機関 | 銀 行 | 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、その他の銀行（ネット銀行、ゆうちょ銀行）、外国銀行支店など |
| | | 協同組織金融機関 | 信用金庫、信用組合、労働金庫、農林中央金庫、農協、漁協など |
| | 非預金取扱金融機関 | 証券会社、保険会社、貸金業者（消費者金融会社、クレジットカード会社、信販会社など）、リース会社など | |

(注) このほか、独立行政法人として住宅金融支援機構などがあります。

(注) 銀行には、銀行法で定められた銀行とそれ以外の法律にもとづく銀行（日本政策投資銀行やゆうちょ銀行など）があります。

2 金融機関の業務内容



金融機関である銀行の本来的な業務であり、三大業務と呼ばれるのは「預金業務」「融資業務」「為替業務」です。銀行法10条1項において、銀行は、つぎの3つを営むことができますと規定しており、「銀行業」として免許制（銀行法2条1項）にしています。

- ① 預金または定期積金などの受入れ
- ② 資金の貸出または手形の割引
- ③ 為替取引の業務

これを簡単に表にすると、以下のとおりになります。

| 本来的な業務 | 類型 | 機能 | 内容 | 法律 |
|--------|----|----|---|----------|
| 三大業務 | 預金 | 受信 | 個人や企業から資金を預かり、管理する業務 | 銀行法10条1項 |
| | 融資 | 与信 | 個人や企業に対し、資金の貸出や手形割引を行う業務 | |
| | 為替 | 決済 | ほかの口座への振込、送金、各種公共料金やクレジットカード代金の口座振替、手形・小切手の代金取立など | |

1 預金業務

個人や企業は、最寄りの銀行などで預金口座を開設してお金を預けます。こうした、お客さまから資金を預かり、管理する金融機関の業務を「預金業務」または「受信業務」といいます。

一般的には、普通預金や定期預金をイメージすると分かりやすいでしょう。お客さまから預かった資金を金融機関が運用できることへの対価として、金融機関は通常年2回ほど、お客さまの預金口座に対し、一定の利子を源泉徴収したうえで入金します。

この個人や企業から預金をお預かりすることが、銀行業務の公共性の^{いしづえ}礎になっており、信用の維持や預金者の保護が求められる根拠となっています（銀行法1条）。

2 融資業務

預金業務によって個人や企業から預かった資金を、融通を必要としているお客さまに金融機関が貸し出す業務を「融資業務」といいます。また、きちんと返済してくれるという前提で金融機関は融資をするので、融資先を信頼して信用を供与するという意味で、「与信業務」ともいいます。

融資には、住宅ローンや教育ローン、無担保カードローン、法人や事業者向けローンなど様々な商品がありますが、いずれも貸出利息を加算することで金融機関は資金の利回りを運用します。企業がもっている支払満期前の手形を、一定の手数料などを控除したうえで金融機関が割り引く作業も資金の融通となりますので、これも融資業務となります。

③ 為替業務

みなさんには、聞き慣れない用語だと思いますが、「為替」とは、遠隔地の人同士で直接現金を使わずに資金を移動するしくみのことをいいます。具体的には、振込や送金、口座振替、手形・小切手の代金取立などが挙げられます。いずれも、お客さま自身が実際に現金を移動するわけではなく、金融機関がその決済をお客さまの代わりに行います。そうした意味で、「決済業務」ともいわれます。金融機関はその際に、お客さまから一定の手数料をとります。

少し分かりづらいので、「口座振替」を例に説明します。口座振替とは、お客さまの預金口座から毎月の家賃やクレジットカードの支払、公共料金の支払代金を自動引落しで支払先の預金口座に入金するサービスですが、これも資金の決済業務を金融機関がお客さまの代わりに担っているわけです。

振込も同様ですが、現在では窓口での振込だけでなく、ATMやインターネットなどで簡単に決済できるサービスが一般的となってきました。なお、為替業務には、国内（日本円）の為替取引を対象とする「内国為替業務」と、外国（外貨）の為替取引を対象とする「外国為替業務」の2種類があります。



金融機関行職員に必要な 法的思考方法

「金融法務」の学習をすすめていくうえで、まずは法務という分野において、最低限守るべきルールをきちんと理解しましょう。

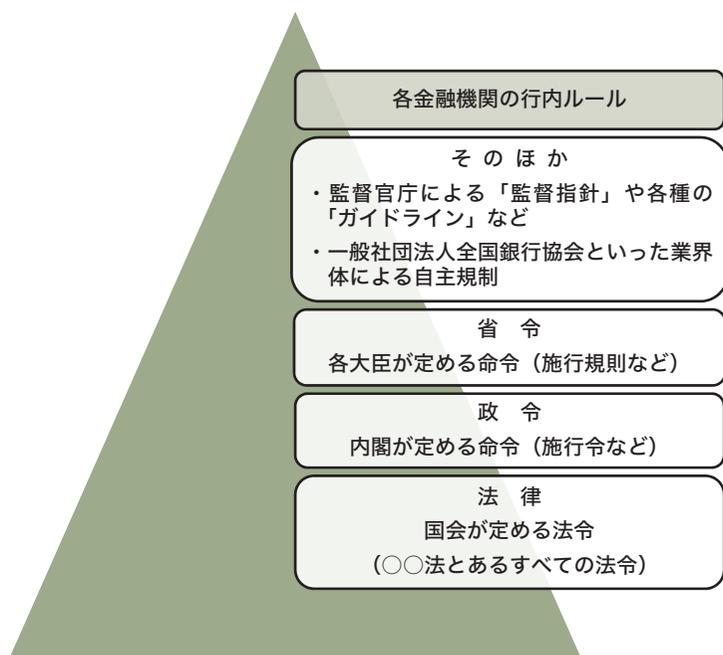
1 | 法律用語や法律概念の基礎をおさえよう

1 法令の段階構造

金融機関を規制する法令には、次頁の図のような段階構造があります。みなさんもよく知っているのは、国会が制定する「法律」だと思いますが、金融機関の実務においては、法律以外の各種ルールも重要です。したがって、業務をするうえで必要がある場合は、法律だけでなく、法律以外の法令も含めて確認しましょう。

また、法令以外にも監督官庁の監督指針や各種ガイドライン、業界団体の自主ルール、行内ルールがある場合にはそれも守る必要があります。違反をしても法令上の義務違反にはなりません、そのほかのルールや社内ルールに違反すると監督官庁や業界団体、行内から一定の制裁を受けることになりますので注意が必要です。





（注）とくに内閣府が定める場合には、省令ではなく「府令」と表現します。

2 判例法

日本は「制定法主義」ですので法令は明文化されていますが、その解釈に疑問が生じた場合には裁判所で争われます。その結果としてでるのが「判例」です。裁判は三審制であるため、判例は大きく最高裁判所の判例と下級審（高等裁判所・地方裁判所）の判例に分類されます。

取扱業務にかかわる重要な最高裁判例の場合には、事実上、法律と同じくらいの影響力があります。また、高等裁判所の判例にも、比較的強い影響力があるものもあります。したがって、法令だけでなく、判例についても理解しておきましょう。もっとも、その数はたくさんありますので、少なくとも最高裁判例には注意する必要があります。

2 リーガルに考えてみよう

このように金融機関を取り巻く環境には、たくさんの法令や判例、そのほかのルールがあります。しかし、大切なのは知識におぼれることなく、困ったときには、上司や周囲の力を借りるなど、柔軟な対応をしていくという姿勢です。また、取扱業務上、お客

さまから様々なクレームを受けることもあると思いますが、クレームに名を借りた不当な要望には毅然とした態度をとる必要があります。そこで、金融法務に精通した者が、リーガルに考えるときの思考形態を簡単に紹介します。

法令やそのほかのルールにもとづく評価、風評リスクについては、自分一人で無理をしないで、上司に助けを求めたり専門の人の知識を借りましょう。

